

公募型プロポーザル公告

野迫川村本庁舎等活用基本構想策定業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、次のとおり参加者を募集する。

令和 8 年 10 月 20 日

野迫川村長 吉井 善嗣

第 1 業務概要

- (1) 業務名 野迫川村本庁舎等活用基本構想策定業務委託
- (2) 業務目的 本庁舎等の老朽化、耐震性、防災拠点としての機能、行政サービス、職員の執務環境、将来の人口・行政需要及び財政状況等を踏まえ、現状と課題を整理し、将来必要となる庁舎機能・規模並びに整備手法を比較検討した上で、本村における本庁舎等の整備及び活用の基本的な方向性を示す基本構想を策定する。
- (3) 業務場所 奈良県吉野郡野迫川村内（本庁舎及び関連施設）
- (4) 業務内容 別紙「野迫川村本庁舎等活用基本構想策定業務委託仕様書」による。主な内容は、現状・課題の整理、将来必要となる機能・規模の検討、3 案の整備手法比較、概算事業費・財政負担・ライフサイクルコストの整理、基本構想及び議会説明資料の作成とする。
比較対象は、
A 案：旧中学校舎の再利用
B 案：現本庁舎解体・平屋庁舎新築・増築棟改修
C 案：旧中学校校庭へのコンテナハウス庁舎新築
を基本とする。
- (5) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 2 日まで
- (6) 見積限度額 8,250,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※提案上限額を超える見積りは失格とする。価格のみで受託候補者を決定するものではない。

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務を適切に遂行できる知識、経験及び業務実施体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けている者を除く。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団関係者でないこと。
- (6) 公告日から契約締結日までの間、国又は地方公共団体から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 仕様書に定める業務を実施するため、業務責任者及び必要な技術者を配置できること。

※村の競争入札参加資格者名簿に未登録の者も参加できるものとする。

ただし、優先交渉権者に選定された場合は、契約締結までに村が求める資格確認及び必要書類の提出を行うこと。

提出された書類に基づき参加資格を確認し、参加資格を満たさない者は審査対象外とする。

第 3 担当部署（問い合わせ先）

〒648-0392 奈良県吉野郡野迫川村大字北股 84 番地

野迫川村総務課 北村・寺島

電話：0747-37-2101 ／ E-mail：soumuka2@vill.nosegawa.nara.jp

受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 4 時まで（土日祝日を除く）

第 4 公告・配布資料

公告及び次の資料は、令和 8 年 10 月 20 日（火）から野迫川村ホームページに掲載する。参加希望者は各自ダウンロードすること。

- ・業務委託仕様書
- ・参加表明書（様式）
- ・質問書（様式）
- ・その他、村が必要と認める資料

※掲載ページ及び URL は、公告時に村ホームページ上で案内する。

第5 質問及び回答

- (1) 質問期限 令和8年10月26日（月）午後4時必着
- (2) 提出方法 所定の質問書をPDF形式で電子メールに添付して提出すること。件名は「本庁舎等活用基本構想策定業務委託に関する質問」とし、送信後、電話で到達確認を行うこと。
- (3) 回答 令和8年10月27日（火）午後4時までに、村ホームページで公表する。質問者名は公表しない。
回答は、質問者に限らず参加者全員に適用する。

第6 参加表明及び技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年11月10日（火）午後4時必着
- (2) 提出方法 担当部署宛てに電子メールで提出すること。
提出書類はPDF形式とし、件名は、「本庁舎等活用基本構想策定業務委託参加申込（事業者名）」とする。
送信後、電話で到達確認を行うこと。
- (3) 提出書類
 - ・参加表明書（所定様式）
 - ・法人等の概要、業務実施体制に関する資料
 - ・類似業務の実績が分かる資料（庁舎基本構想・基本計画、公共施設整備・再編・活用等の実績を評価する。）
 - ・技術提案書（A4判5枚以内。表紙を含む。）
 - ・参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 技術提案書の記載事項
技術提案書には、本業務の目的及び内容を踏まえ、次の事項について簡潔に記載すること。
 - ① 業務の実施方針
本業務に対する理解、現状・課題の整理及び必要な機能・規模の検討に関する基本的な考え方
 - ② 整備手法の比較検討
A案・B案・C案の比較方法、概算事業費・財政負担・ライフサイクルコストの検討方針並びに野迫川村の地域特性、防災及び業務継続への配慮
 - ③ 業務の実施体制及び工程
業務の実施体制、主な担当者及び履行期間内の実施工程
なお、提案内容は、本業務の目的及び実施内容を踏まえ、簡潔かつ具体的に記載すること。

(5) 提出後の書類の差替え又は再提出は、村から指示した場合を除き認めない。

第7 審査方法及び評価基準

提出された書類について、村が設置する選定委員会において書面審査を行い、総合評価により最も優れた提案者を優先交渉権者として選定する。

プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目	主な評価内容	配点
業務実施体制	責任者・担当者の配置、業務体制	15
類似業務実績	庁舎・公共施設の構想、計画、活用実績	20
業務理解・実施方針	仕様理解、工程、進め方、品質管理	20
比較検討の提案	3案比較、必要機能・規模、事業費・財政負担	25
地域特性への配慮	防災・災害時継続、山間地域・人口減少への配慮	15
見積内容	提案内容に対する見積りの妥当性	5
合計		100

※審査結果は、参加者全員に書面又は電子メールで通知する。

評価の結果、一定の水準に達した提案がない場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

第8 スケジュール（予定）

日程	内容
10月20日（火）	公告・資料公開
10月26日（月）午後4時	質問受付締切
10月27日（水）午後4時	質問回答の公表
11月10日（火）午後4時	参加表明書・技術提案書等の提出締切
11月11日（水）～12日（木）	参加資格確認・書面審査
11月13日（金）	優先交渉権者の決定・通知
11月16日（月）～17日（火）	契約協議・見積内容の確認
11月18日（水）	契約締結目標日

※上記日程は目標日程であり、審査状況その他やむを得ない事情により変更する場合は、参加者に速やかに通知する。

第9 非選定理由の説明

(1) 優先交渉権者に選定されなかった者は、審査結果通知日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に、書面又は電子メールで理由説明を請求できる。村は、請求日から10日以内に回答する。

第 10 その他

- (1) 参加費用は参加者負担とし、提出書類は返却しない。提出期限後の差替え・再提出は、村が指示した場合を除き認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。辞退する場合は担当に連絡すること。辞退による不利益な取扱いを行わない。
- (3) 提出資料は、野迫川村情報公開条例等に基づき公開する場合がある。
- (4) 優先交渉権者と契約条件を協議し、合意した場合に契約を締結する。
協議不調の場合は次点者と協議できる。契約手続は関係法令及び村の契約関係規定による。
- (5) 本公告及び仕様書に定めのない事項は、村の決定による。